

浜松町駅周辺地区駐車場地域ルールに係る審査手数料及び地域貢献協力金について

浜松町駅周辺地区駐車場地域対策協議会 作成

1 審査手数料

浜松町駅周辺地区駐車場地域ルール（以下「地域ルール」という。）の適用を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、申請時に提出した低炭素化に資する取組の提案について、港区の確認により地域ルールの適用条件を満たしていると判定された場合は、以下の審査手数料を浜松町駅周辺地区駐車場地域対策協議会（以下「協議会」という。）へお支払いただきます。

審査手数料（申請 1 件あたり審査の委託金額、消費税別）

建物規模	隔地審査	附置義務台数 低減審査	附置義務台数低減 及び隔地の同時審査
延べ面積 25,000 ㎡以上 (※簡易審査)	800,000 円 (533,000 円)	1,753,000 円 (1,128,000 円)	2,009,000 円 (1,425,000 円)
延べ面積 25,000 ㎡未満 10,000 ㎡以上 (※簡易審査)	800,000 円 (533,000 円)	1,394,000 円 (892,000 円)	1,774,000 円 (1,230,000 円)
延べ面積 10,000 ㎡未満 (※簡易審査)	677,000 円 (451,000 円)	1,159,000 円 (728,000 円)	1,538,000 円 (1,025,000 円)

※簡易審査は、学識者による審査会を省略し実施される審査。（簡易審査の申請に当たっては事前に協議の上適用を決定します。）

○申請者が審査結果を受け取る前に申請を取り下げた場合、審査結果を受け取った後に適用を取りやめた場合、いずれの場合においても、審査手数料は返還いたしません。

2 地域貢献協力金

地域ルールの適用を受けた申請者は、地域ルールを適用し附置義務台数を低減する場合、地域ルールの運用及び地域貢献策（地域全体で取り組む低炭素化施策等）の実施に対する応分の負担として、地域貢献協力金を負担することとなります。

地域貢献協力金は、協議会が管理し、地域全体で取り組む低炭素化施策等の実施費用、事務経費等に充てます。

地域貢献協力金（附置義務減免台数 1 台あたり※） 2,000,000 円

※集約駐車施設及び荷さばき用駐車施設として整備する分を除く

○協議会と申請者は、地域ルールの適用後か月以内に、地域貢献協力金の額、納付時期等について規定する協定書を締結します。